債権者集会期日変更

平成２７年（フ）第１８号

新潟県上越市大字土橋1071番地５

破産者　吉野智恵子

主文　平成27年12月14日午後１時30分の本件債権者集会（財産状況報告・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋）期日を平成28年１月18日午後３時15分に変更する。

平成27年11月25日　新潟地方裁判所高田支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第６９３号

神戸市東灘区鴨子ケ原３丁目７番14号

破産者　永田　耕一

免責意見申述期間　平成28年２月２日まで

平成27年11月25日

神戸地方裁判所第３民事部

特別清算開始

平成２７年（ヒ）第２０７０号

東京都千代田区鍛冶町２丁目７番12号

清算株式会社　株式会社ホワイト企画

代表清算人　丸山　　晃

１　決定年月日　平成27年11月24日

２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。

東京地方裁判所民事第８部

特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第２０２４号

東京都港区赤坂２丁目22番17号

清算株式会社　株式会社オーテーシー

代表清算人　貝塚　光宗

１　決定年月日　平成27年11月24日

２　主文　次の協定を認可する。

協定

第１　通則

１　本協定における協定債権の内容

本協定における協定債権は、金融機関債権（第２）、関連会社債権（第３）及び個人債権（第４）により構成される。

２　弁済の場所及び端数の処理

協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は、清算株式会社の負担とする。

第２　金融機関債権

１　金融機関債権の定義

金融機関債権とは、協定債権のうち株式会社日本政策金融公庫が有するものをいう。

２　金融機関債権の弁済

清算株式会社は、本協定認可決定確定後遅滞なく、株式会社日本政策金融公庫に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額全額を弁済する。

３　金融機関債権についての免除

株式会社日本政策金融公庫は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、金融機関債権から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。

４　新たな財産が発見された場合の追加弁済

第２項に基づく弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額全額を、株式会社日本政策金融公庫に弁済する。この場合においては、株式会社日本政策金融公庫が第３項の規定により行った残債務の免除は新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。

第３　関連会社債権

１　関連会社債権の定義

関連会社債権とは、協定債権のうち株式会社アクアテルスが有するものをいう。

２　関連会社債権についての免除

株式会社アクアテルスは、清算株式会社に対し、本協定認可決定が確定したとき、関連会社債権につき、その債務全額を免除する。

第４　個人債権

１　個人債権の定義

個人債権とは、協定債権のうち貝塚光宗が有するものをいう。

２　個人債権についての免除

貝塚光宗は、清算株式会社に対し、本協定認可決定が確定したとき、個人債権につき、その債務全額を免除する。

以上

東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２７年（再）第２号

鹿児島県奄美市名瀬塩浜町４番12号

再生債務者　株式会社奄美エーストラベル

１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。

２　監督委員　鹿児島市新町５番18号　シーフォート新町201号　寺田法律事務所　弁護士　寺田　昭博

平成27年11月24日

鹿児島地方裁判所名瀬支部

再生手続終結

平成２７年（再）第１号

岡山県美作市湯郷592番地の３

再生債務者　株式会社湯郷グランドホテル

１　主文　本件再生手続を終結する。

２　理由の要旨　再生計画の遂行

平成27年11月24日

岡山地方裁判所第３民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２７年（再イ）第９３号

埼玉県川越市大字萱沼2612番地４

再生債務者　金内　達也

１　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成27年12月15日まで

４　一般異議申述期間　平成28年１月４日から平成28年１月14日まで

さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（再イ）第１０１号

埼玉県川越市大字砂久保162番地２

再生債務者　平根　一隆

１　決定年月日時　平成27年11月24日午後５時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成27年12月15日まで

４　一般異議申述期間　平成28年１月４日から平成28年１月14日まで

さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（再イ）第４５号

千葉県佐倉市六崎332番地５

再生債務者　向後　貴雅

１　決定年月日時　平成27年11月24日午後４時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成27年12月15日まで

４　一般異議申述期間　平成28年１月４日から平成28年１月12日まで

千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（再イ）第５５号

千葉県印西市岩戸3602番地７

再生債務者　須藤　夏雄

１　決定年月日時　平成27年11月24日午後４時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成27年12月15日まで

４　一般異議申述期間　平成28年１月５日から平成28年１月13日まで

千葉地方裁判所佐倉支部

平成２７年（再イ）第４０号

相模原市緑区橋本３丁目21番９号

再生債務者　三関　勝彦

１　決定年月日時　平成27年11月24日午後２時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成27年12月15日まで

４　一般異議申述期間　平成27年12月22日から平成28年１月12日まで

横浜地方裁判所相模原支部

平成２７年（再イ）第２０６号

札幌市西区西町北11丁目２番12―107号

再生債務者　工藤　孝子

１　決定年月日時　平成27年11月25日午前11時

２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。

３　再生債権の届出期間　平成27年12月16日まで

４　一般異議申述期間　平成27年12月28日から平成28年１月12日まで

札幌地方裁判所民事第４部